

「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を五日市警察署及び福生警察署と締結します

あきる野市、五日市警察署及び福生警察署は、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を締結します。

児童虐待の対応件数は増加傾向となっております。この状況に対処するためには、児童虐待の未然防止と早期発見への取組が重要であり、より一層関係機関との情報共有及び連携を強化して、迅速かつ的確に児童虐待事案に対応していく必要があります。

本市では、これまでも児童福祉法で規定する要保護児童対策地域協議会や厚生労働省の「市町村子ども家庭支援指針」を通じて、五日市警察署及び福生警察署と児童虐待に関する情報共有及び連携を図ってまいりました。

五日市警察署及び福生警察署との更なる連携強化を目的として、協定を以下のとおり結ぶ運びとなりました。

協定締結式

- 1 日 時 平成31年1月21日（月）午後1時30分～2時
（取材の受付は1時から開始します）
- 2 場 所 あきる野市役所5階 503会議室
- 3 内 容 協定概要説明、協定書署名、写真撮影等
- 4 その他 取材を希望される場合は、当日受付にてお申し出ください。その際は、身分証とともに、「報道」等の文字の入った腕章又はネームホルダーをお持ちください。